

提 言 書

提 言 1 キャリア教育の推進による若者の県内定着促進

《提言の背景》

本県では、児童生徒の郷土愛を育み、将来の秋田を支えていく人材の育成に向けて、平成5年度から「ふるさと教育」を推進し、地域に根ざしたキャリア教育を推進している。

この取組の成果を測る指標として「高校生の県内就職率」を設定しており、昨今の状況を見ると、平成21年度以降は緩やかな上昇傾向にあり、平成29年3月卒では66.9%となっているが、第3期プラン最終年度（平成33年度）の目標である過去最高値の74%に向けて、取組の一層の充実が求められる。また、県内大学・短大・専修学校卒業生の県内就職率は、平成30年3月卒で県内国公立大学は25.7%、県内私立大学・短大は57.9%、県内私立専修学校は80.0%となっており、県内国公立大学に比べ、県内私立大学・短大・専修学校が高い傾向にある。

一方、高校から大学・短大・専修学校等への進学者の割合は、平成30年3月卒では65.1%であり、このうち県内への進学者の割合は31.4%である。

人口減少が急激に進む本県において、若者の県内定着は人口の流出を抑えるだけでなく、本県の未来を支える人材確保の観点からも重要な課題であり、これまで以上に地域企業や関係機関等との連携によるキャリア教育を進めていく必要がある。

このような背景の下、次のように提言する。

《提 言》

- 1 児童生徒が本県の産業構造や県内企業についての理解を深めるため、職場見学やインターンシップの更なる推進を図ること。
- 2 高等教育機関等に進学を希望する生徒が将来の職業イメージを確立できるように、職業や大学等で学ぶ内容について理解を深める機会を設けること。
- 3 関係機関との連携や支援員の配置等により、きめ細かな就職支援と職場定着を推進すること。
- 4 県内の高等教育機関の活性化を図り、進学先としての魅力を高める取組や、県内就職を促進する取組を支援すること。

【具体的な取組方策】

1 職場見学やインターンシップの更なる推進

県内企業への就職を推進するためには、本県産業のニーズや産業構造を知り、どのような就職先があるかを知る必要があることから、県内企業の職場見学やインターンシップなどの体験活動の更なる充実を図る。

各学校が取組を効率的・効果的に進めるため、本年8月に運用が開始された広域職場体験システム（Aーキャリア）の利用拡大を図るとともに、同システムへの登録企業が増えるよう広く呼びかける。

2 進学先卒業後の職業イメージを確立する取組の充実

高校卒業後に進学を希望する生徒が、将来を見据えた進学先の選択や、卒業後の就職イメージを確立できるように、県内大学と高校の連携の下、大学で学ぶ学問や卒業後の職業等について理解を深めるセミナーの実施や、今年度から一部の進学校に配置した、生徒のキャリアの将来設計を支援する「キャリア探究アドバイザー」の充実を図る。

3 きめ細かな就職支援や職場定着支援の推進

就職希望の多い高校に配置している就職支援員の更なる充実を図るとともに、関係機関との連携の下、地域産業への理解を深めるための企業情報の提供や、社会人としてのスキルを向上するセミナーの開催等、県内就職を後押しする取組を促進する。

また、早期離職の防止に向けて、職場定着支援員や就職支援員、関係機関が連携し、離職原因の調査分析とその成果の展開を図るとともに、早期離職者への再就職に向けたフォローを行う。

4 高等教育機関の活性化に向けた支援の充実

県内の各高等教育機関が、進学者の受入先となり、地域に専門人材を輩出する役割を安定的に持続していくため、各高等教育機関の自主性を尊重しながらも、進学先としての特色や魅力を高める取組のほか、県内就職促進のための取組や県内産業界のニーズを踏まえた実践的な教育活動等への支援の充実を図る。

提 言 2 子ども一人一人の資質・能力向上のための環境の整備

《提言の背景》

平成30年度の全国学力・学習状況調査結果が公表され、本県は小・中学生ともトップレベルを維持した。「秋田の探究型授業」や少人数学習などの取組が成果として現れたものであり、質の高い教育を今後も継続することが求められる。一方、学校を取り巻く教育課題は複雑化・困難化しており、小学校英語の専科指導やプログラミング教育の必修化、いじめや不登校等への対応、道德教育の充実、通級指導等特別支援教育への対応、部活動指導の適正化など、学校に求められる役割は質・量とも高まっている。

高校教育については、高校教育と大学教育の一体的な改革という国の方針のもと、平成32年度から新たな大学入試制度が始まり、その評価方法や基準が大きく変わることとなっている。特に外国語についてはコミュニケーション能力が外部試験により評価される予定であるが、未だ細部が確定していない現状の中で、新制度に向けた対応を視野に入れた教育が求められる。

特別支援教育については、これまで児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するための支援体制の整備が進められてきたところであるが、通級による指導を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあり、新たに制度化された高等学校も含め、担当教員の指導力向上が課題となっている。

また、地域社会全体で子どもの成長を支える環境を整備するため、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの導入を進めており、本県の導入率は34.6%と東北で最も高いなど、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備が進んでいるが、その一方で、地域で子どもたちの安全を見守るボランティアが高齢化により減少傾向にある。

このような背景の下、次のように提言する。

《提 言》

- 1 教員が新たな教育課題に十分に対応し児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように専門スタッフや外部人材の活用を推進すること。
- 2 大学入試の制度改正の動向を踏まえつつ、秋田の探究型授業のノウハウの活用や特色ある多様な取組の展開等により、県内高校全体の学力向上を図ること。
- 3 英語の4技能5領域（聞くこと・読むこと・話すこと〔やりとり〕・話すこと〔発表〕・書くこと）の育成を着実に進めるとともに、様々な異文化交流プログラムの活用を推進し、実践的な英語コミュニケーション能力の育成を図ること。
- 4 通級指導教室の拡充に向けて、専門性を有する教員の育成や体制の充実を図るため、担当教員の研修支援を充実すること。
- 5 コミュニティ・スクールや子どもの安全確保など、地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備を推進すること。

【具体的な取組方策】

- 1 教職員をサポートする専門スタッフや外部人材の配置
授業等の支援、部活動支援、心理や福祉に関する支援などを行う専門スタッフや外部

人材の配置を進め、教員の負担軽減を図るとともに、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

2 高校における「秋田の探究型授業」の展開

新たな高等学校学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められているが、新たな大学入試制度で評価される要素でもあることから、「秋田の探究型授業」のノウハウを生かし、高校教育への展開を図る。

特に、今年3月には東京大学の推薦入試に秋田高校から2名が合格するという、全国でも数校しかなしえない成果を上げており、今後、どのような教育が大学から評価されるかを紐解く手掛かりとなることから、こうした成果を継続できるように因果関係を分析し、分析結果の共有による全体の学力向上を図る。

また、スーパーサイエンスプログラムなどの特色ある多様な取組については、可能な限り多くの生徒が参加できるような制度設計に努める。

3 実践的な英語コミュニケーション能力の育成

新たな大学入試制度では、英語コミュニケーション能力を評価するために外部試験が採用される予定であるが、その詳細は明らかにされていないことから、引き続き、英語の4技能5領域（聞くこと・読むこと・話すこと [やりとり]・話すこと [発表]・書くこと）の育成を着実に進めつつ、外部試験の特性等について情報収集し、本県の高校生が不利にならないように必要な対策を講じる。

また、国際感覚や世界的視野を身に付け、英語で積極的に発信できる児童生徒の育成のため、海外研修や留学支援を行うほか、県内各地で行うイングリッシュキャンプの充実を図るとともに、外部団体が企画する交流プログラムの周知などにより、児童生徒の異文化交流の機会の充実を図る。

4 通級指導教室担当教員の研修支援の充実

通級指導を担当する教員には特別支援教育に関する高い専門性が求められることから、今後、増加が見込まれる小中高等学校の通級指導教室の拡充が円滑に進められるよう、担当教員の研修の充実を図るとともに、効果的な指導方法の実践研究や通級指導教室と在籍学級等との連携体制の構築を図る。

5 地域との連携による子どもを育む環境づくりの推進

コミュニティ・スクールの導入を促進するため、CSアドバイザーの派遣や模範となる導入事例の情報提供など、円滑な導入や効果的な運営に向けた支援の充実を図る。

また、登下校や学校生活における子どもの安全対策が継続的に行われるように、地域の見守り隊の人材育成や通学路安全対策アドバイザーの派遣、スクールガード・リーダーによる支援など、地域ぐるみで子どもの安全を確保する仕組みづくりを進める。

提言 3 心身ともに健やかな子どもを育む取組の充実

《提言の背景》

いじめ防止対策は子どもが安心して学校生活を送り、健やかに成長を図るためには不可欠なものであるため、国では平成25年6月、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する「いじめ防止対策推進法」を制定・公布した。

本県においては、昭和61年度から「心の教育」に取り組んでおり、平成5年度からは、その充実・発展を目指し、「ふるさと教育」を学校教育共通実践課題として推進しているところであるが、法律の制定を受け、平成28年10月に「秋田県いじめ防止対策推進条例」を、平成29年3月に「秋田県いじめ防止等のための基本方針」を定め、関係者の相互の連携のもと、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な取組を進めているところである。

一方、いじめの認知件数については、正確に漏れなく認知することの重要性の理解が深まったことで、本県をはじめ全国的に増加傾向にあり、今後、より一層いじめ防止等に向けた取組の充実を図る必要がある。

子どものインターネット利用については、スマートフォンをはじめとした携帯型インターネット機器の普及に伴い、「ネットいじめ」や犯罪等、様々なトラブルに子どもたちが巻き込まれる危険性が問題となっているほか、長時間利用による生活習慣の乱れや健康への悪影響、さらには、保護者側でも「スマホ子守」「スマホ子育て」が見受けられるようになるなど、インターネット利用の低年齢化への対応や保護者の理解促進が課題となっている。これまで小・中学校が行う情報モラル講座や県庁出前講座等によりインターネットの健全利用に関する啓発活動を行ってきたところであるが、インターネット利用の更なる普及や利用者の低年齢化に鑑み、保護者を対象に含めた啓発活動を更に充実していく必要がある。

読書活動については、感性を磨き、表現力を高め、豊かな人間性を育む取組として、県民運動を展開しているところであるが、国や県の調査によると、読書が好きな本県の小・中学生の割合は全国平均を上回るものの、読書時間は全国平均を下回る傾向にあるほか、小・中学生よりも高校生の不読率が高い状況にある。

このような背景の下、次のように提言する。

《提言》

- 1 いじめは学校生活を送る中で、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、学校、家庭、地域や関係機関の連携のもと、いじめ防止対策の一層の推進を図ること。
- 2 インターネットの健全利用については、ネットモラルやトラブルへの注意喚起のほか、生活習慣や健康に及ぼす影響も含めた幅広い知見を踏まえ、子どもやその保護者に対する啓発活動の充実を図ること。
- 3 子どものうちからの読書の習慣化を推進するため、読書環境の整備や子どもの発達段階にあった取組の一層の充実を図ること。

【具体的な取組方策】

1 いじめ防止に向けた組織的な取組の展開

いじめの防止に向けて、教育活動全体を通じて、命の大切さや思いやりの心を育む道

徳教育や人権教育の更なる推進を図る。

また、いじめの早期発見、早期対応を図るため、教育相談体制の充実を図るほか、例えばアンケート分析に保護者や専門家など第三者の視点を加えるなど、わずかな兆候も見逃さないための方策を常に調査研究し、学校、家庭、地域や関係機関等と緊密な連携による組織的な取組の充実を図る。

2 インターネットの健全利用に関する理解の推進

子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、長時間の利用による生活習慣の乱れ・健康や学習への影響や、県のネット依存対策事業である「うまホキャンプ」の周知など、様々な情報について、児童生徒はもとより、就学前の子どもの保護者も含めて広く理解されるよう啓発活動を行う。

特に、生活習慣や健康への悪影響については、子どもたちの生涯を通じた健康づくりの基盤を脅かすものであることから、現在、県が調査を進めている、スマートフォン等のメディア利用が健康に与える影響の研究成果を広く展開していくなど、健康教育の充実を図る。

3 豊かな人間性を育てる読書活動の推進

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、お話し会や読み聞かせ、ビブリオバトルなど年代に応じた取組や、保育所や幼稚園などへの文庫の配置、魅力ある学校図書館の環境整備など、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進する。

提言 4 文化遺産の保存と活用の推進

《提言の背景》

今年6月1日、地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する改正文化財保護法が成立し、平成31年4月1日から施行されることとなった。過疎化・少子高齢化などを背景に文化財の滅失や散逸の防止という喫緊の課題があり、法改正により、文化財をまちづくりの核と位置付け、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ろうとするものである。

本県には、17件と日本一の指定件数を誇る国指定重要無形民俗文化財をはじめとする多彩な文化遺産がある。これまでも小・中学校における地域の伝統を受け継ぐ「ふるさと教育」の取組や建造物の保存修理などにより、文化遺産の保存・継承に取り組んできたところであるが、人口減少が特に著しい本県においては、改正法の趣旨も踏まえ、地域の活性化に資する文化遺産の活用に一層取り組んでいく必要がある。

また、本県をはじめ北海道、青森県、岩手県が共同で世界遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、今年7月に文化庁から世界文化遺産の推薦候補として選定されたが、今後、ユネスコへの推薦枠を巡って、環境省が推薦する自然遺産候補との調整があり、ユネスコへの推薦期限である平成31年2月1日に向けた政府の決定が注目される。

このような背景のもと、次のように提言する。

《提言》

- 1 児童生徒の郷土愛の育成に向けた「ふるさと教育」において、地域の誇りや愛着につながる文化遺産の更なる活用を図ること。
- 2 地域の文化を次世代に確実に継承していくため、文化遺産を保存・継承する取組の充実を図ること。

【具体的な取組方策】

1 文化遺産のふるさと教育への活用

地域の伝統行事への参加や県内各地の様々な文化遺産への理解の促進、観光ボランティア活動の実施等、県内の文化遺産に対する理解を深めるとともに郷土愛を育み地域振興にもつながるような「ふるさと教育」の更なる充実を図る。

2 文化遺産の保存・継承の推進

本県の文化遺産を確実に継承していくため、寺社など有形文化財の保存修理を推進するほか、児童生徒や若者が民俗文化財等を体験する機会を設けるなど、地域の祭りや伝統行事等の継承活動を支援する。

また、世界文化遺産登録に向けて大きく前進した「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、関係機関との連携を一層緊密にし、取組の更なる強化を図る。